

# インターネット選挙運動について



政党や候補者だけではなく有権者もインターネットを使った選挙運動ができます。  
ただし、禁止されていることもあるので、注意しましょう。



インターネットを使って出来ること・  
出来ないことを確認しよう！



有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X（旧 Twitter）やフェイスブック等の SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党等以外の方ではできません。

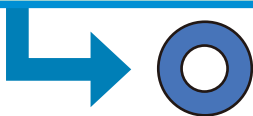
## ウェブサイト等



△△太郎

(□□ @ × × .ne.jp)

今回の選挙では、  
〇〇さんを当選させましょう！



SNS のユーザー名や返信用  
フォームの URL など、その者  
に直接連絡を取るために必要な  
情報を表示しなければならない。

## 電子メール

△△太郎 <□□ @ × × .ne.jp>

-----  
今回の選挙では、  
〇〇さんを当選させましょう！



- 候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを**転送する事も禁止**。
- 選挙運動用ホームページや候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メール等を**印刷して頒布することも禁止**。



選挙運動は、選挙期間内（公示・告示日から投票日の前日まで）でしかできません。

18 歳未満の方は選挙運動をすることができません。